

工事請負契約について（那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事）

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成29年5月30日提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹子

- 1 契約の目的 那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 213,840,000円
- 4 契約の相手方

請負者 住 所 広島県尾道市高須町有江台 2956-10  
商 号 株式会社 天満電機産業  
氏 名 代表取締役 大村利行

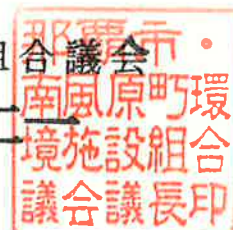
（提案理由）

那覇・南風原クリーンセンターのごみクレーン等設備の更新による、設備の安全・安定的な操業を目的とした「那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事」を施工するため、この案を提出する。

平成29年5月30日 同 意

那覇市・南風原町環境施設組合 議 会

議長 平良仁



# 工事請負仮契約書



- 1 工事名称 那覇・南風原クリーンセンターごみクレーン他更新工事
- 2 工事場所 南風原町字新川650番地(那覇・南風原クリーンセンター内)
- 3 工期 自 議決の日  
至 平成33年3月31日まで

4 請負代金額 ¥213,840,000-

うち消費税及び地方消費税の額 ¥15,840,000-

(注)消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに  
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

5 契約保証金 契約金額の100分の10以上。ただし、那覇市・南風原町環境施設組合  
契約規則(平成19年規則第5号)第4条に該当するときは、契約保証金  
の全部又は一部を納付させないことができる。

6 前金払 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負約款に定める。

7 部分払い 適用あり。詳細は那覇市・南風原町環境施設組合工事請負約款に定める。

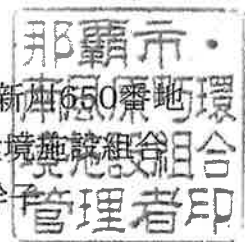
上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者株式会社天満電機産業とは、那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意の議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

平成29年5月12日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地  
那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 城間 幹



請負者 広島県尾道市高須町2956-10  
株式会社 天満電機産業  
代表取締役 大村 利行

